都型放課後等デイサービス事業の概要

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課

令和６年度版

目次

- 都型放課後等デイサービス事業とは
- 補助を受けるための要件
- 運営費補助の類型について
- 補助の対象
- 申請方法とスケジュール

都型放課後等デイサービス事業とは

選択可能

都型放デイ任意要件

都型放デイ必須要件

活動内容

人員配置

コア職員の配置

国基準

都 型 補 助 金
・運営費補助
・第三者評価受審費

給　付　費
・基本報酬
・各種加算

支援を必要とする障害のある子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、

保護者と連携し、個々の状態・発達過程・特性等に応じて、多様な活動を通じた発達支援を適切に行う。

（都型放課後等デイサービス事業実施要綱から）

補助を受けるための要件①必須要件

都型標準様式での個別支援計画運用

- 学校との具体的な連携
- 四半期ごとの評価
- 事業所独自の様式でも可（条件有）

事業所間意見交換

保護者評価

- 質の高いサービス提供や持続的な安定運営のための意見交換を実施
- 保護者評価は公表する

人員配置

- コア職員の配置
- 詳細は別途説明

第三者評価受審

- 年度内の受審が必要
- 過去２年度以内に受審している場合は、受審不要

補助を受けるための要件②任意要件

送迎の体制

- 送迎加算を取得している
- または通所自立支援加算を取得している

１９時までのサービス提供

- 運営規程で平日の営業時間を１９時までと定めている

任意要件の選択および人員配置の状況により、運営費補助の額が決まります

補助を受けるための要件（人員配置）

①国が定める基準人員の配置
・管理者、児発管
・児童指導員又は保育士
（営業時間を通じて10:2で配置）

②児童指導員等加配加算
取得

③コア職員の配置
・児童福祉事業経験（資格取得後）5年以上
または
・コア職員に相応しいと、別途都が認める者

注：**専門的支援体制加算**を取得できる体制の場合は、届け出の上取得している必要があります。

運営費補助の類型について

Ⅰ型

- 運営費補助：４４３，２００円（月額）

都型放デイ任意要件

送迎の実施
19時までのサービス提供体制

両方実施

＋

人員配置

（配置例その①）
理学療法士等で専門的支援体制加算を取得している。

その上で、**別途**コア職員（資格取得後児童福祉事業５年以上の経験がある職員）を配置している。

（配置例その②）
都が認めるコア職員を配置する。

この場合、コア職員が、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の**対象ではない。**

いずれの場合も、児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

運営費補助の類型について

Ⅱ型

- 運営費補助：３９５，２００円（月額）

都型放デイ任意要件

送迎の実施
or
19時までのサービス提供体制

どちらか実施

＋

人員配置

（配置例その①）
理学療法士等で専門的支援体制加算を取得している。

その上で、**別途**コア職員（資格取得後児童福祉事業５年以上の経験がある職員）を配置している。

（配置例その②）
都が認めるコア職員を配置する。

この場合、コア職員が、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の**対象ではない。**

いずれの場合も、児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

運営費補助の類型について

Ⅲ型

- 運営費補助：３４７，２００円（月額）

都型放デイ任意要件

送迎の実施
19時までのサービス提供体制

どちらも未実施

＋

人員配置

（配置例その①）
理学療法士等で専門的支援体制加算を取得している。

その上で、**別途**コア職員（資格取得後児童福祉事業５年以上の経験がある職員）を配置している。

（配置例その②）
都が認めるコア職員を配置する。

この場合、コア職員が、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の**対象ではない。**

いずれの場合も、児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

運営費補助の類型について

Ⅳ型

- 運営費補助：１６７，６８０円（月額）

都型放デイ任意要件

送迎の実施
19時までのサービス提供体制

両方実施

＋

人員配置

（配置例）

児童福祉事業経験5年以上の職員で専門的支援体制加算を取得している。

上記の職員をコア職員として配置する。

児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

運営費補助の類型について

V型

- 運営費補助：１１９，６８０円（月額）

都型放デイ任意要件

送迎の実施

or

19時までのサービス提供体制

どちらか実施

＋

人員配置

（配置例）

児童福祉事業経験5年以上の職員で専門的支援体制加算を取得している。

上記の職員をコア職員として配置する。

児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

運営費補助の類型について

Ⅵ型

- 運営費補助：７１，６８０円（月額）

都型放デイ任意要件

送迎の実施
19時までのサービス提供体制

どちらも未実施

＋

人員配置

（配置例）

児童福祉事業経験5年以上の職員で専門的支援体制加算を取得している。

上記の職員をコア職員として配置する。

児童指導員等加配加算を算定している必要があります。

補助の対象

この補助金の交付の対象となる経費は、
都型放課後等デイサービス事業の実施に要する経費とする。
（都型放課後等デイサービス事業補助金交付要綱より）

**質の高いサービスの実施を推進するための、
コア職員および児童発達支援管理責任者の
人件費は全て補助の対象となります。**

申請方法とスケジュール

① 補助金電子申請システム Jグランツにアクセス
https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h00000Ucq98EAB
② 実施要綱、実施要領、補助金交付要綱、各種様式をダウンロード
③ 申請様式を作成後、Jグランツから提出
※Jグランツからの申請にあたっては、「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。

事業開始月	申請書提出期限 （補助金電子申請システム（Jグランツ）申請の受付日）
令和7年1月1日	令和6年11月29日
令和7年2月1日	令和6年12月27日
令和7年3月1日	令和7年1月31日

今年度中に、第三者評価の受審が必要となります。（過去2年度以内に受審した場合を除く）

申請に関するご相談を個別に受け付けます。

東京都福祉局　障害者施策推進部
施設サービス支援課　児童福祉施設担当
☎　03－5320－4374（直通）

都型放課後等デイサービス事業の概要

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課

令和６年度版